

くなれば当然に請求権は消えるだろうという考え方との関連、こういうことをお聞きしたかった。30年というのも、いまのべた請求権が消滅するということと関わりがあるのかどうか、よくわからなかったが、どうもそんな感じでご説明をうかがったような感じもする。

**梶井** いまのは、計算方式に入る前の問題だ。稲本さん、いまの点を……。

### (3) 永久改良の考え方

**稲本** 永久改良というものを認めると、計算上、やや異質の部分が残ってしまう。全体を簡易に計算するためには、相当長期の期間をあてはめてそれによって永久改良について話をつける。あまり短くはいけないが、永久とはこういうものだという当事者間の一般的な合意があるだろうということで、60年ぐらいでどうだろうか。永久的に効果は残るとしても、他方では陳腐化の問題が出てくるわけだから、どこかで線を引かなければならないだろう、こういう便宜的な観点が一つ。

それからもう一つは、土地改良の場合の公費負担部分も、まさに改良効果を生み出すから、それによって増価が生ずるわけで、その増価の帰属はどうするか。ちょっと次元は違うが、この増価は、土地所有者の利得というように考えるべきなのか、それからはずして考えるべきかという問題がある。

これまで土地所有者の利得と考えるという議論も、かなり有力ではあったと思うけれども、私はむしろ、その部分と参加者の負担分とは分けて考えたい。特定の地主にこれだけの金を、財産の増価として与えるというような補助ではない。1枚の圃場に限らない、それを含む、またそれを単位とするそのあたり一帯の農地整備のために公的な資金が特別に、償還とかまたは融資の返却とかいうこととは違う配慮から行われるというふうに考えれば、これは個人資産の増価をもたらすものでないと割り切ったほうがよい。

しかしそのような投資がなされることによって、こんど参加者負担部分についての増価が、現実が発生しうる。6割、7割という補助があることによって、参加者

負担部分の、3割か4割かしらないが、この部分がはじめて増価をもたらす。このように考えると、投下された資本のすべてが増価である、またその中のある部分は永久に残るという考え方をしなくてもよい。このようなわけで、いまの公費部分の扱いで、かなり思いきったことをするならば、永久効果部分の取扱いを便宜上まるめることなんかなんでもないともいえる。

そのようなことは十分納得してもらえらると思う。

きょうここで公費部分をもたらす増価についてはどうするかという問題にふれてしまったのは、ゆきすぎかと思うけれども、そういうことをみんな意識しているにもかかわらず、なぜ参加者負担についての増価の帰属や償還のみがここで問題になっているかということを考えあわせると、いまの永久効果の取扱いも、思いきってせいぜい60年間はいかがでしようかと、ちょっと次元の違うことをあえて結びつけて、理由とした。

#### (4) 賃借人事業参加の実態

入沢 いま一般的に土地改良事業で、地主と賃借人が事業参加している割合というのは、実態としてどんなものか。要するに、小作料に上乗せして賃借人が払うというケースと、賃借人がもともと負担するケース、それはどういうことになっているか。

梶井 管理課でなにか調査があるか。

中須 数値的に明確にとらえた調査はないが、実感的には、少なくとも農用地利用増進事業とか、ああいう形で行われている賃貸借に関しては、ほとんどすべてが、所有者が3条資格者として事業に関わっているという形で、賃借人が3条資格者として参加している例はきわめて少ないというのが、一般論としてまちがいないといえると思う。

入沢 そうなると、少し解説していただきたいが、現行の有益費或は改良費の負担、慣行的に各地で行われている費用負担のモデルケースと、この報告書にもとづ